

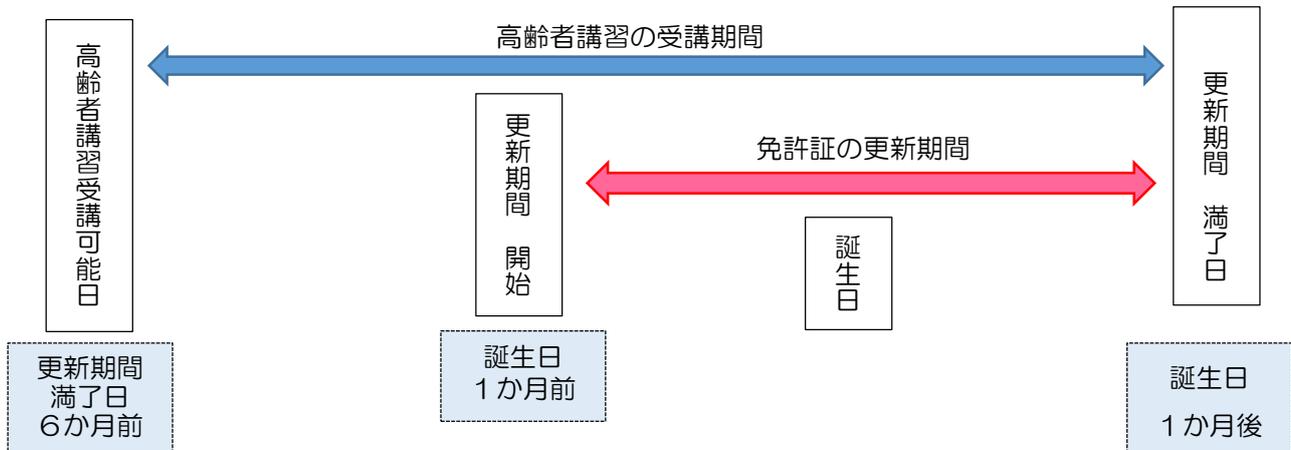
【高齢者講習について】

～運転免許証の有効期間満了日の年齢が、70～74歳までの方の免許更新について～

- 高齢者講習を受講していないと免許更新はできません。
- 愛媛県内にお住まいで、運転免許証の有効期間満了日（誕生日の1か月後の日）の年齢が70～74歳までの方が、免許更新をする場合は、更新手続きを受ける日までに高齢者講習を受講してください。
- 県内の19指定教習所に問い合わせの上、予約をして「高齢者講習」を受けてください。

■ 高齢者講習を受けられる期間 ■

有効期間満了日（誕生日の1か月後の日）の6か月前から更新期間満了日までの間



■ 高齢者講習の予約方法 ■

- 希望する教習所などに直接電話をして問い合わせの上、予約をしてください。
- 詳しくは、高齢者講習等の教習所一覧で確認してください。
- 高齢者講習は、予約制です。

運転免許証の有効期間満了日の6か月前（誕生日の5か月前）にはがき（「高齢者講習のお知らせ」）が運転免許証に記載された住所地へ郵送されます。はがきには、教習所名・所在地・電話番号が記載してあります。

- ※ 7月～9月、12月～3月は、教習所が繁忙期となり、予約が取りにくい状況になりますので、はがきを受け取ればすみやかに、希望する教習所などに確認をしてください。

■ 高齢者講習の内容・手数料など ■

講習名	時間	内容	手数料
高齢者講習（一般）	2時間	座学・運転適性検査（1時間） 実車（1時間）	5,100円
高齢者講習（小型特殊）	1時間	座学・運転適性検査（1時間）	2,250円

■ 高齢者講習後の手続きについて ■

運転免許センター、警察署で更新手続きを行います。（再度、講習を受けることはありません。）詳しくは、高齢者講習を終了した方の免許更新についてを確認してください。